

原 発 本 第 257 号

令 和 2 年 12 月 2 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申請者名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項の規定に基づき、令和2年9月8日付け原発本第164号をもって申請いたしました玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を別添の玄海原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和2年9月8日原発本第164号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する。

別添

玄海原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書
(令和 2 年 9 月 8 日 原発本第 1 6 4 号) 補正前後比較表

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																														
7	第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (1/3)	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉施設の一般構造</td> <td>原子炉本体</td> <td>原子炉補助建屋※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉本体</td> <td>炉心</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設 (燃料取扱設備)</td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置※1※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却系統施設</td> <td>除染装置※1※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備※1※2</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>化学体積制御設備</td> <td>化学体積制御設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>余熱除去設備</td> <td>余熱除去設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>タービンバイパス設備</td> <td>タービンバイパス設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出口</td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋※1	原子炉本体	炉心	燃料体	原子炉容器	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設 (燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	燃料取扱装置	燃料移送装置※1※2	原子炉冷却系統施設	除染装置※1※2		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備※1※2	1次冷却材ポンプ	蒸気発生器	その他の主要な事項	2次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高圧注入系		低圧注入系		蓄圧注入系			化学体積制御設備	化学体積制御設備				余熱除去設備	余熱除去設備				タービンバイパス設備	タービンバイパス設備				主蒸気安全弁及び大気放出口	主蒸気安全弁及び大気放出口		<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉施設の一般構造</td> <td>原子炉本体</td> <td>原子炉補助建屋※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉本体</td> <td>炉心</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設 (燃料取扱設備)</td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置※1※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却系統施設</td> <td>除染装置※1※2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備※1※2</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>化学体積制御設備</td> <td>化学体積制御設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>余熱除去設備</td> <td>余熱除去設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>タービンバイパス設備</td> <td>タービンバイパス設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出口</td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称	原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋※1	原子炉本体	炉心	燃料体	原子炉容器	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設 (燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	燃料取扱装置	燃料移送装置※1※2	原子炉冷却系統施設	除染装置※1※2		核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備※1※2	1次冷却材ポンプ	蒸気発生器	その他の主要な事項	2次冷却設備	タービン	非常用冷却設備	高圧注入系		低圧注入系		蓄圧注入系			化学体積制御設備	化学体積制御設備				余熱除去設備	余熱除去設備				タービンバイパス設備	タービンバイパス設備				主蒸気安全弁及び大気放出口	主蒸気安全弁及び大気放出口		<p>・ 廃止措置対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p> <p>・ 記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の施設管理を行う対象号炉の明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称																																																																																																																
原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋※1																																																																																																																
	原子炉本体	炉心																																																																																																																
		燃料体																																																																																																																
		原子炉容器																																																																																																																
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																
	核燃料物質の取扱施設 (燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																																																
		燃料取扱装置																																																																																																																
		燃料移送装置※1※2																																																																																																																
原子炉冷却系統施設	除染装置※1※2																																																																																																																	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																																
	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備※1※2																																																																																																																
	1次冷却材ポンプ	蒸気発生器																																																																																																																
その他の主要な事項	2次冷却設備	タービン																																																																																																																
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																																
		低圧注入系																																																																																																																
		蓄圧注入系																																																																																																																
		化学体積制御設備	化学体積制御設備																																																																																																															
		余熱除去設備	余熱除去設備																																																																																																															
		タービンバイパス設備	タービンバイパス設備																																																																																																															
		主蒸気安全弁及び大気放出口	主蒸気安全弁及び大気放出口																																																																																																															
施設区分	設備等の区分	設備 (建物) 名称																																																																																																																
原子炉施設の一般構造	原子炉本体	原子炉補助建屋※1																																																																																																																
	原子炉本体	炉心																																																																																																																
		燃料体																																																																																																																
		原子炉容器																																																																																																																
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																
	核燃料物質の取扱施設 (燃料取扱設備)	原子炉格納容器外周のコンクリート壁																																																																																																																
		燃料取扱装置																																																																																																																
		燃料移送装置※1※2																																																																																																																
原子炉冷却系統施設	除染装置※1※2																																																																																																																	
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																																
	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備※1※2																																																																																																																
	1次冷却材ポンプ	蒸気発生器																																																																																																																
その他の主要な事項	2次冷却設備	タービン																																																																																																																
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																																
		低圧注入系																																																																																																																
		蓄圧注入系																																																																																																																
		化学体積制御設備	化学体積制御設備																																																																																																															
		余熱除去設備	余熱除去設備																																																																																																															
		タービンバイパス設備	タービンバイパス設備																																																																																																															
		主蒸気安全弁及び大気放出口	主蒸気安全弁及び大気放出口																																																																																																															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																										
8	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) 洗浄排水処理系^{※1※3} 復水器冷却水放水口^{※1※2} アスファルト固化装置^{※1} セメント固化装置^{※1※2} ペイラ^{※1※2} 雑固体焼却設備^{※1※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備^{※1※3} 雑固体溶融処理設備^{※1※3} 使用済樹脂貯蔵タンク^{※1※2} 使用済樹脂処理装置^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫^{※1※3} 蒸気発生器保管庫^{※1※3}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) 洗浄排水処理系 ^{※1※3} 復水器冷却水放水口 ^{※1※2} アスファルト固化装置 ^{※1} セメント固化装置 ^{※1※2} ペイラ ^{※1※2} 雑固体焼却設備 ^{※1※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 ^{※1※3} 雑固体溶融処理設備 ^{※1※3} 使用済樹脂貯蔵タンク ^{※1※2} 使用済樹脂処理装置 ^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1※3} 蒸気発生器保管庫 ^{※1※3}	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装 その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) 洗浄排水処理系^{※1※3} 復水器冷却水放水口^{※1※2} アスファルト固化装置^{※1} セメント固化装置^{※1※2} ペイラ^{※1※2} 雑固体焼却設備^{※1※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備^{※1※3} 雑固体溶融処理設備^{※1※3} 使用済樹脂貯蔵タンク^{※1※2} 使用済樹脂処理装置^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫^{※1※3} 蒸気発生器保管庫^{※1※3※4}</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系統施設	計装	核計装 その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) 洗浄排水処理系 ^{※1※3} 復水器冷却水放水口 ^{※1※2} アスファルト固化装置 ^{※1} セメント固化装置 ^{※1※2} ペイラ ^{※1※2} 雑固体焼却設備 ^{※1※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 ^{※1※3} 雑固体溶融処理設備 ^{※1※3} 使用済樹脂貯蔵タンク ^{※1※2} 使用済樹脂処理装置 ^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1※3} 蒸気発生器保管庫 ^{※1※3※4}	<p>・記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の施設管理を行う対象号炉の明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																												
計測制御系統施設	計装	核計装																												
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																												
放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備																												
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) 洗浄排水処理系 ^{※1※3} 復水器冷却水放水口 ^{※1※2} アスファルト固化装置 ^{※1} セメント固化装置 ^{※1※2} ペイラ ^{※1※2} 雑固体焼却設備 ^{※1※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 ^{※1※3} 雑固体溶融処理設備 ^{※1※3} 使用済樹脂貯蔵タンク ^{※1※2} 使用済樹脂処理装置 ^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1※3} 蒸気発生器保管庫 ^{※1※3}																												
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																												
計測制御系統施設	計装	核計装 その他の主要な計装																												
	安全保護回路	原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																												
放射性廃棄物の廃棄施設	制御設備	制御材 制御材駆動設備																												
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備) 液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備) 洗浄排水処理系 ^{※1※3} 復水器冷却水放水口 ^{※1※2} アスファルト固化装置 ^{※1} セメント固化装置 ^{※1※2} ペイラ ^{※1※2} 雑固体焼却設備 ^{※1※3} 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 ^{※1※3} 雑固体溶融処理設備 ^{※1※3} 使用済樹脂貯蔵タンク ^{※1※2} 使用済樹脂処理装置 ^{※1} 固体廃棄物貯蔵庫 ^{※1※3} 蒸気発生器保管庫 ^{※1※3※4}																												
		<p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	<p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設 ※4：3号炉との共用の運用開始前までは2号炉にて、共用の運用開始後は3号炉にて施設管理を実施</p>																											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																						
9	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備*1</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>放射線管理設備*1*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能観測車*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境試料の放射線測定装置*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の付属設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 受電系統*1*2 ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*1	放射線管理設備	放射線管理設備*1*2	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ		排水モニタ		気象観測設備*1*3		敷地内外の固定モニタ*1*3			放射能観測車*1*3			環境試料の放射線測定装置*1*3		原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		その他の主要な事項	原子炉格納容器 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備	その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器スプレイ設備 受電系統*1*2 ディーゼル発電機 蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備*1</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備</td> <td>放射線管理設備*1*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気象観測設備*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敷地内外の固定モニタ*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能観測車*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境試料の放射線測定装置*1*3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>その他原子炉の付属設備</td> <td>非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備 受電系統*1*2 ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*1	放射線管理設備	放射線管理設備*1*2	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ		排水モニタ		気象観測設備*1*3		敷地内外の固定モニタ*1*3			放射能観測車*1*3			環境試料の放射線測定装置*1*3		原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器		その他の主要な事項	原子炉格納容器 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備	その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器スプレイ設備 受電系統*1*2 ディーゼル発電機 蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	<p>・記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の施設管理を行う対象号炉の明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																								
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*1																																																																								
	放射線管理設備	放射線管理設備*1*2																																																																								
屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																																									
	排水モニタ																																																																									
	気象観測設備*1*3																																																																									
	敷地内外の固定モニタ*1*3																																																																									
	放射能観測車*1*3																																																																									
	環境試料の放射線測定装置*1*3																																																																									
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																																																								
	その他の主要な事項	原子炉格納容器 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備																																																																								
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器スプレイ設備 受電系統*1*2 ディーゼル発電機 蓄電池																																																																								
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋																																																																								
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																								
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*1																																																																								
	放射線管理設備	放射線管理設備*1*2																																																																								
屋外管理用の主要な設備	排気モニタ																																																																									
	排水モニタ																																																																									
	気象観測設備*1*3																																																																									
	敷地内外の固定モニタ*1*3																																																																									
	放射能観測車*1*3																																																																									
	環境試料の放射線測定装置*1*3																																																																									
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																																																								
	その他の主要な事項	原子炉格納容器 原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備																																																																								
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器スプレイ設備 受電系統*1*2 ディーゼル発電機 蓄電池																																																																								
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋																																																																								

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																
19	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋※1※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>燃料移送装置※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※1※4	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体※2		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁			原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置		核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置※3			除染装置※3			使用済燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備※3	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器			1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器		2次冷却設備	タービン		非常用冷却設備	高圧注入系			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備			余熱除去設備			タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁	<p>第5.1表 解体対象施設(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋※1※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>燃料取扱装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>燃料移送装置※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※1※4	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体※2		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁			原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置		核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置※3			除染装置※3			使用済燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備※3	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器			1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器		2次冷却設備	タービン		非常用冷却設備	高圧注入系			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備			余熱除去設備			タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁	<ul style="list-style-type: none"> ・解体対象施設の 変更 (使用済燃料輸送 容器の追加)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																																																		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※1※4																																																																																																																																																		
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																		
	燃料体	燃料集合体※2																																																																																																																																																		
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																		
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																																		
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1																																																																																																																																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置																																																																																																																																																		
	核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置※3																																																																																																																																																		
		除染装置※3																																																																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備																																																																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備※3																																																																																																																																																		
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																																																																		
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																		
		1次冷却材管																																																																																																																																																		
		加圧器																																																																																																																																																		
	2次冷却設備	タービン																																																																																																																																																		
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																																																																		
		低圧注入系																																																																																																																																																		
		蓄圧注入系																																																																																																																																																		
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																																																																																		
		余熱除去設備																																																																																																																																																		
		タービンバイパス設備																																																																																																																																																		
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																																																		
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																																																		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋※1※4																																																																																																																																																		
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																		
	燃料体	燃料集合体※2																																																																																																																																																		
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																		
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																																		
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁※1																																																																																																																																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取扱装置																																																																																																																																																		
	核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置※3																																																																																																																																																		
		除染装置※3																																																																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備																																																																																																																																																		
		使用済燃料貯蔵設備※3																																																																																																																																																		
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																																																																		
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																		
		1次冷却材管																																																																																																																																																		
		加圧器																																																																																																																																																		
	2次冷却設備	タービン																																																																																																																																																		
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																																																																		
		低圧注入系																																																																																																																																																		
		蓄圧注入系																																																																																																																																																		
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																																																																																		
		余熱除去設備																																																																																																																																																		
		タービンバイパス設備																																																																																																																																																		
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																																																		
		<p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p> <p>※5：リリース終了後は返却する。</p>	<p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p> <p>※5：リリース終了後は返却する。</p>																																																																																																																																																	

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																
20	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(2/3)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">計測制御系統施設</td> <td>計表</td> <td>核計表</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄設備(気体廃棄物処理設備)</td> <td>ガス圧縮装置*4 ガス減衰タンク*4 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*4 復水器冷却水放水口*3*4</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*4 セメント固化装置*3*4 ペイラ*3*4 使用済樹脂貯蔵タンク*3*4 使用済樹脂処理装置*4</td> </tr> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	計測制御系統施設	計表	核計表	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備	放射性廃棄物の廃棄設備(気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*4 ガス減衰タンク*4 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*4 復水器冷却水放水口*3*4	放射性廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*4 セメント固化装置*3*4 ペイラ*3*4 使用済樹脂貯蔵タンク*3*4 使用済樹脂処理装置*4	<p>第5.1表 解体対象施設(2/3)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">計測制御系統施設</td> <td>計表</td> <td>核計表</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄設備(気体廃棄物処理設備)</td> <td>ガス圧縮装置*4 ガス減衰タンク*4 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*4 復水器冷却水放水口*3*4</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*4 セメント固化装置*3*4 ペイラ*3*4 使用済樹脂貯蔵タンク*3*4 使用済樹脂処理装置*4</td> </tr> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。 ※5：リース終了後は返却する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	計測制御系統施設	計表	核計表	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備	放射性廃棄物の廃棄設備(気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*4 ガス減衰タンク*4 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*4 復水器冷却水放水口*3*4	放射性廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*4 セメント固化装置*3*4 ペイラ*3*4 使用済樹脂貯蔵タンク*3*4 使用済樹脂処理装置*4	<ul style="list-style-type: none"> • 解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																		
計測制御系統施設	計表	核計表																																		
	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																		
	制御設備	制御材 制御材駆動設備																																		
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備																																		
	放射性廃棄物の廃棄設備(気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*4 ガス減衰タンク*4 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*4 復水器冷却水放水口*3*4																																		
放射性廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*4 セメント固化装置*3*4 ペイラ*3*4 使用済樹脂貯蔵タンク*3*4 使用済樹脂処理装置*4																																			
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																		
計測制御系統施設	計表	核計表																																		
	安全保護回路	その他の主要な計表 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																		
	制御設備	制御材 制御材駆動設備																																		
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備																																		
	放射性廃棄物の廃棄設備(気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*4 ガス減衰タンク*4 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*4 復水器冷却水放水口*3*4																																		
放射性廃棄物の廃棄設備(液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*4 セメント固化装置*3*4 ペイラ*3*4 使用済樹脂貯蔵タンク*3*4 使用済樹脂処理装置*4																																			

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																
21	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の付属設備</td> <td rowspan="5">非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>受電系統^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>ダイゼル発電機 蓄電池 タービン建屋^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 ^{※3※4}	原子炉格納施設	構造	排気モニタ	その他の主要な事項	排水モニタ	原子炉格納容器 ^{※1}	その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 ^{※3※4}	その他主要施設	建物及び構築物	ダイゼル発電機 蓄電池 タービン建屋 ^{※1}	<p>第5.1表 解体対象施設(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建物)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備^{※4}</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>排気モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の付属設備</td> <td rowspan="5">非常用電源設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>受電系統^{※3※4}</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>ダイゼル発電機 蓄電池 タービン建屋^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。 ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。 ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。 ※4：2号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。 ※5：リリース終了後は返却する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 ^{※3※4}	原子炉格納施設	構造	排気モニタ	その他の主要な事項	排水モニタ	原子炉格納容器 ^{※1}	その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 ^{※3※4}	その他主要施設	建物及び構築物	ダイゼル発電機 蓄電池 タービン建屋 ^{※1}	<p>・解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}																																																		
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 ^{※3※4}																																																		
原子炉格納施設	構造	排気モニタ																																																		
	その他の主要な事項	排水モニタ																																																		
		原子炉格納容器 ^{※1}																																																		
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																		
		原子炉格納容器換気設備																																																		
		アニュラス空気再循環設備																																																		
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																		
		受電系統 ^{※3※4}																																																		
その他主要施設	建物及び構築物	ダイゼル発電機 蓄電池 タービン建屋 ^{※1}																																																		
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 ^{※4}																																																		
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 ^{※3※4}																																																		
原子炉格納施設	構造	排気モニタ																																																		
	その他の主要な事項	排水モニタ																																																		
		原子炉格納容器 ^{※1}																																																		
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																		
		原子炉格納容器換気設備																																																		
		アニュラス空気再循環設備																																																		
		原子炉格納容器スプレイ設備																																																		
		受電系統 ^{※3※4}																																																		
その他主要施設	建物及び構築物	ダイゼル発電機 蓄電池 タービン建屋 ^{※1}																																																		

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後		理由																																																		
		第6.1表 性能維持施設	第6.1表 性能維持施設	第6.1表 性能維持施設	第6.1表 性能維持施設																																																			
28	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (3/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建設)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物 質貯蔵設 備</td> <td>新燃料貯蔵ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>新燃料の輻照防止に影響 するようない状態である こと。</td> <td>1号炉原子が補助 施設に搬入して いる新燃料搬出完了 まで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>新燃料及び使用済燃料の 変形等の発生が危惧が ない状態であること。</td> <td>1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる新燃料搬出完了 まで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>使用済燃料ピットの水位 が計測でき、水位及び 膨張が監視できる状 態であること。</td> <td>1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建設)名称	維持台数	核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	新燃料貯蔵ラック	1式	既許認可 とおり	新燃料の輻照防止に影響 するようない状態である こと。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる新燃料搬出完了 まで	使用済燃料ピット	1個	既許認可 とおり	新燃料及び使用済燃料の 変形等の発生が危惧が ない状態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる新燃料搬出完了 まで	使用済燃料ラック	1式	既許認可 とおり	使用済燃料ピットの水位 が計測でき、水位及び 膨張が監視できる状 態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (3/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建設)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物 質貯蔵設 備</td> <td>新燃料貯蔵ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>新燃料の輻照防止に影響 するようない状態である こと。</td> <td>1号炉原子が補助 施設に搬入して いる新燃料搬出完了 まで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1個</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>新燃料及び使用済燃料の 変形等の発生が危惧が ない状態であること。</td> <td>1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる新燃料搬出完了 まで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>使用済燃料ピットの水位 が計測でき、水位及び 膨張が監視できる状 態であること。</td> <td>1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建設)名称	維持台数	核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	新燃料貯蔵ラック	1式	既許認可 とおり	新燃料の輻照防止に影響 するようない状態である こと。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる新燃料搬出完了 まで	使用済燃料ピット	1個	既許認可 とおり	新燃料及び使用済燃料の 変形等の発生が危惧が ない状態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる新燃料搬出完了 まで	使用済燃料ラック	1式	既許認可 とおり	使用済燃料ピットの水位 が計測でき、水位及び 膨張が監視できる状 態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで	<p>・付番の変更</p>
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																														
		設備(建設)名称	維持台数																																																					
核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	新燃料貯蔵ラック	1式	既許認可 とおり	新燃料の輻照防止に影響 するようない状態である こと。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる新燃料搬出完了 まで																																																		
		使用済燃料ピット	1個	既許認可 とおり	新燃料及び使用済燃料の 変形等の発生が危惧が ない状態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる新燃料搬出完了 まで																																																		
		使用済燃料ラック	1式	既許認可 とおり	使用済燃料ピットの水位 が計測でき、水位及び 膨張が監視できる状 態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで																																																		
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																		
		設備(建設)名称	維持台数																																																					
核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	新燃料貯蔵ラック	1式	既許認可 とおり	新燃料の輻照防止に影響 するようない状態である こと。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる新燃料搬出完了 まで																																																		
		使用済燃料ピット	1個	既許認可 とおり	新燃料及び使用済燃料の 変形等の発生が危惧が ない状態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる新燃料搬出完了 まで																																																		
		使用済燃料ラック	1式	既許認可 とおり	使用済燃料ピットの水位 が計測でき、水位及び 膨張が監視できる状 態であること。	1号炉原子が補助 施設内の使用済燃 料搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで																																																		
		<p>第6.1表 性能維持施設 (4/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建設)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物 質貯蔵設 備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>1系統</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>使用済燃料の放射能が著 しく低下するおそれがある 場合に使用済燃料ピット に加水できること。</td> <td>1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>放射能濃 度(ほう せんく)</td> <td>1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建設)名称	維持台数	核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可 とおり	使用済燃料の放射能が著 しく低下するおそれがある 場合に使用済燃料ピット に加水できること。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで	燃料取扱用水タンク	1基	既許認可 とおり	放射能濃 度(ほう せんく)	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (4/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建設)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物 質貯蔵設 備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>1系統</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>使用済燃料の放射能が著 しく低下するおそれがある 場合に使用済燃料ピット に加水できること。</td> <td>1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可 とおり</td> <td>放射能濃 度(ほう せんく)</td> <td>1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建設)名称	維持台数	核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可 とおり	使用済燃料の放射能が著 しく低下するおそれがある 場合に使用済燃料ピット に加水できること。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで	燃料取扱用水タンク	1基	既許認可 とおり	放射能濃 度(ほう せんく)	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで	<p>・付番の変更</p>										
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																														
		設備(建設)名称	維持台数																																																					
核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可 とおり	使用済燃料の放射能が著 しく低下するおそれがある 場合に使用済燃料ピット に加水できること。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで																																																		
		燃料取扱用水タンク	1基	既許認可 とおり	放射能濃 度(ほう せんく)	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで																																																		
		施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																
設備(建設)名称	維持台数																																																							
核燃料物 質の取扱 及び貯 蔵施設	核燃料物 質貯蔵設 備	使用済燃料貯蔵設備	1系統	既許認可 とおり	使用済燃料の放射能が著 しく低下するおそれがある 場合に使用済燃料ピット に加水できること。	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで																																																		
		燃料取扱用水タンク	1基	既許認可 とおり	放射能濃 度(ほう せんく)	1号炉原子が補助 施設に搬入して いる使用済燃料 搬出完了まで																																																		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																
29	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (5/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性强 化施設</td> <td rowspan="5">気体廃棄物 設備 (気体廃棄物 処理設備)</td> <td>原子炉補助堆排気筒</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>凝縮貯蔵タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>冷卻材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>補助堆排気筒機器下ドレン タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性强 化施設</td> <td rowspan="2">液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)</td> <td>補助堆排気筒タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンブ</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	維持台数	維持台数	放射性强 化施設	気体廃棄物 設備 (気体廃棄物 処理設備)	原子炉補助堆排気筒	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	凝縮貯蔵タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	冷卻材ドレンタンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	補助堆排気筒機器下ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	放射性强 化施設	液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)	補助堆排気筒タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	格納容器サンブ	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (5/L1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性强 化施設</td> <td rowspan="5">気体廃棄物 設備 (気体廃棄物 処理設備)</td> <td>原子炉補助堆排気筒</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>凝縮貯蔵タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>冷卻材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>補助堆排気筒機器下ドレン タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性强 化施設</td> <td rowspan="2">液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)</td> <td>補助堆排気筒タンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンブ</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号炉のよとの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	維持台数	維持台数	放射性强 化施設	気体廃棄物 設備 (気体廃棄物 処理設備)	原子炉補助堆排気筒	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	凝縮貯蔵タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	冷卻材ドレンタンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	補助堆排気筒機器下ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	放射性强 化施設	液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)	補助堆排気筒タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	格納容器サンブ	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	<ul style="list-style-type: none"> 付番の変更 記載の適正化 (1、2号炉共用 施設の追加、共 用対象施設及び 共用範囲の明確 化)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																																																																					
			維持台数	維持台数																																																																																																																
放射性强 化施設	気体廃棄物 設備 (気体廃棄物 処理設備)	原子炉補助堆排気筒	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		凝縮貯蔵タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		冷卻材ドレンタンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		補助堆排気筒機器下ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
放射性强 化施設	液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)	補助堆排気筒タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		格納容器サンブ	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																													
			維持台数	維持台数																																																																																																																
放射性强 化施設	気体廃棄物 設備 (気体廃棄物 処理設備)	原子炉補助堆排気筒	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		凝縮貯蔵タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		冷卻材ドレンタンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		補助堆排気筒機器下ドレン タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
放射性强 化施設	液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)	補助堆排気筒タンク	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		格納容器サンブ	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
			<p>第6.1表 性能維持施設 (6/L1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射性强 化施設</td> <td rowspan="5">液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)</td> <td>凝縮貯蔵タンク</td> <td>4基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>冷卻材ドレンタンク</td> <td>6基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク</td> <td>1式</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>補助堆排気筒機器下ドレン タンク</td> <td>3基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンブ</td> <td>1基</td> <td>既設認可 と併り</td> <td>放射性强 化施設</td> <td>放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、</td> <td>放射性强 化施設 の 処理 完了 まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号炉のよとの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	維持台数	維持台数	放射性强 化施設	液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)	凝縮貯蔵タンク	4基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	冷卻材ドレンタンク	6基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク	1式	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	補助堆排気筒機器下ドレン タンク	3基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	格納容器サンブ	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用 施設の追加、共 用対象施設及び 共用範囲の明確 化) 																																																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備				機能	性能				維持期間																																																																																																								
			維持台数	維持台数																																																																																																																
放射性强 化施設	液体廃棄物 設備 (液体廃棄物 処理設備)	凝縮貯蔵タンク	4基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		冷卻材ドレンタンク	6基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		補助堆排気筒冷卻材ドレン タンク	1式	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		補助堆排気筒機器下ドレン タンク	3基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													
		格納容器サンブ	1基	既設認可 と併り	放射性强 化施設	放射性强 化施設 の 放出 物に 影響 がない 状態 である こと と、	放射性强 化施設 の 処理 完了 まで																																																																																																													

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																								
29	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (5/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(1号炉近)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(1号炉近)	各1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (7/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(1号炉近)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(1号炉近)	各1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設及び1～3号炉共用施設の追加、共用対象施設及び共用範囲の明確化)
施設区分	施設等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																					
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(1号炉近)	各1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
施設区分	施設等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																					
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(1号炉近)	各1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		<p>第6.1表 性能維持施設 (8/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(1号炉近)</td> <td>各1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機</td> <td>固定エリアモニタ(2号炉近)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用終了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	施設等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(1号炉近)	各1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで	<ul style="list-style-type: none"> 付番の変更 記載の適正化 (1、2号炉共用施設の追加、共用対象施設及び共用範囲の明確化) 																																					
施設区分	施設等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																					
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(1号炉近)	各1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視機	固定エリアモニタ(2号炉近)	1台	放射線監視機能	検出基準を測定できる状態であること、警戒レベルに達している状態であること、放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警戒設定値において警戒が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで																																																																					

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																								
29	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (5/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備</td> <td>固定エリアモニタ(ボトム層)及び放射線監視設備(近)</td> <td>各1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること、異常発生を警報する状態であること、</td> <td rowspan="2">照射する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> <td>固定エリアモニタ(ボトム層)及び放射線監視設備(近)</td> <td>1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外放射線管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> <td>原子炉格納容器排気モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> <td rowspan="2">放射線液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>液体廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	固定エリアモニタ(ボトム層)及び放射線監視設備(近)	各1台	既許認可 しており	線量当量率を測定できる状態であること、異常発生を警報する状態であること、	照射する設備の供用終了まで	放射線監視設備	固定エリアモニタ(ボトム層)及び放射線監視設備(近)	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	放射線管理施設	屋外放射線管理用の主要な設備	排気モニタ	原子炉格納容器排気モニタ	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	放射線液体廃棄物の処理完了まで	排水モニタ	液体廃棄物処理設備排水モニタ	1台	既許認可 しており	放射線液体廃棄物の処理完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (9/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備</td> <td>放射線管理設備(出入管理設備)及び放射線監視設備(近)</td> <td>1式</td> <td>既許認可 しており</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線監視ができる状態であること、</td> <td rowspan="2">照射する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> <td>原子炉格納容器排気モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋外放射線管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> <td>原子炉格納容器排気モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> <td rowspan="2">放射線液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>液体廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>1台</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※: 2号炉のみの表出施設</p>	施設区分	設備の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	放射線管理設備(出入管理設備)及び放射線監視設備(近)	1式	既許認可 しており	出入管理、汚染管理及び放射線監視ができる状態であること、	照射する設備の供用終了まで	放射線監視設備	原子炉格納容器排気モニタ	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	放射線管理施設	屋外放射線管理用の主要な設備	排気モニタ	原子炉格納容器排気モニタ	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	放射線液体廃棄物の処理完了まで	排水モニタ	液体廃棄物処理設備排水モニタ	1台	既許認可 しており	放射線液体廃棄物の処理完了まで	<ul style="list-style-type: none"> 付番の変更 記載の適正化(1、2号炉共用施設の追加、共用対象施設及び共用範囲の明確化)
施設区分						設備の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																											
	設備	維持台数																																																																										
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	固定エリアモニタ(ボトム層)及び放射線監視設備(近)	各1台	既許認可 しており	線量当量率を測定できる状態であること、異常発生を警報する状態であること、	照射する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視設備	固定エリアモニタ(ボトム層)及び放射線監視設備(近)	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、																																																																						
放射線管理施設	屋外放射線管理用の主要な設備	排気モニタ	原子炉格納容器排気モニタ	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	放射線液体廃棄物の処理完了まで																																																																					
		排水モニタ	液体廃棄物処理設備排水モニタ	1台	既許認可 しており	放射線液体廃棄物の処理完了まで																																																																						
施設区分	設備の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																					
			設備	維持台数																																																																								
放射線管理施設	屋内放射線管理用の主要な設備	放射線監視設備	放射線管理設備(出入管理設備)及び放射線監視設備(近)	1式	既許認可 しており	出入管理、汚染管理及び放射線監視ができる状態であること、	照射する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視設備	原子炉格納容器排気モニタ	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、																																																																						
放射線管理施設	屋外放射線管理用の主要な設備	排気モニタ	原子炉格納容器排気モニタ	1台	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	放射線液体廃棄物の処理完了まで																																																																					
		排水モニタ	液体廃棄物処理設備排水モニタ	1台	既許認可 しており	放射線液体廃棄物の処理完了まで																																																																						
30	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (7/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質が漏えいする状態であること、</td> <td rowspan="2">照射する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質が漏えいする状態であること、</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>放射線監視設備</td> <td>放射線監視設備</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> <td rowspan="2">照射する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> <td>放射線監視設備</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、	照射する設備の供用終了まで	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、	放射線管理施設	その他の主要な事項	放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	照射する設備の供用終了まで	放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	<p>第6.1表 性能維持施設 (10/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質が漏えいする状態であること、</td> <td rowspan="2">照射する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質が漏えいする状態であること、</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>放射線監視設備</td> <td>放射線監視設備</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> <td rowspan="2">照射する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線監視設備</td> <td>放射線監視設備</td> <td>1基</td> <td>既許認可 しており</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、	照射する設備の供用終了まで	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、	放射線管理施設	その他の主要な事項	放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	照射する設備の供用終了まで	放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	<ul style="list-style-type: none"> 付番の変更
施設区分						設備の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間																																																											
	設備	維持台数																																																																										
放射線管理施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、	照射する設備の供用終了まで																																																																					
		原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、																																																																						
放射線管理施設	その他の主要な事項	放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	照射する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、																																																																						
施設区分	設備の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																					
			設備	維持台数																																																																								
放射線管理施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、	照射する設備の供用終了まで																																																																					
		原子炉格納容器	原子炉格納容器	1基	既許認可 しており	放射線物質が漏えいする状態であること、																																																																						
放射線管理施設	その他の主要な事項	放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、	照射する設備の供用終了まで																																																																					
		放射線監視設備	放射線監視設備	1基	既許認可 しており	放射線物質の濃度を測定できる状態であること、警報発生時に警報が発信される状態であること、																																																																						

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
30	六 第6.1表 性能維持施設	第6.1表 性能維持施設(8/9)	第6.1表 性能維持施設(11/13)	<ul style="list-style-type: none"> 付番の変更 記載の適正化 (1、2号炉共用施設の追加、共用対象施設及び共用範囲の明確化)
31		第6.1表 性能維持施設(8/9)	第6.1表 性能維持施設(12/13)	

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																								
31	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉補助建熱気設備</td> <td rowspan="4">補助建熱気設備</td> <td>補助建熱気ファン</td> <td>2台</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="4">換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。</td> <td rowspan="4">放射線障害を防止する状態であることを。</td> <td rowspan="4">管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>補助建熱気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>補助建熱気ファン</td> <td>1台</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>補助建熱気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>原子炉補助建熱気筒</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="3">消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。</td> <td rowspan="3">消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。</td> <td rowspan="3">各建屋解体前まで</td> </tr> <tr> <td>消火配管</td> <td>1式</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">照明設備</td> <td rowspan="2">非常用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="2">照明機能 非常用照明が点灯できる状態であることを。</td> <td rowspan="2">照明機能 非常用照明が点灯できる状態であることを。</td> <td rowspan="2">各建屋解体前まで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉補助建熱気設備	補助建熱気設備	補助建熱気ファン	2台	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで	補助建熱気ユニット	1基	既設認可 あり	補助建熱気ファン	1台	既設認可 あり	補助建熱気ユニット	1基	既設認可 あり	その他主要施設	消火設備	原子炉補助建熱気筒	1基	既設認可 あり	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	各建屋解体前まで	消火配管	1式	既設認可 あり	消火栓	1式	既設認可 あり	照明設備	非常用照明	非常用照明	1式	既設認可 あり	照明機能 非常用照明が点灯できる状態であることを。	照明機能 非常用照明が点灯できる状態であることを。	各建屋解体前まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (13/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理装置</td> <td rowspan="4">放射線管理装置</td> <td>放射線管理装置</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="4">換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。</td> <td rowspan="4">放射線障害を防止する状態であることを。</td> <td rowspan="4">管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>1台</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="4">放射線管理装置</td> <td>放射線管理装置</td> <td>2台</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="4">換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。</td> <td rowspan="4">放射線障害を防止する状態であることを。</td> <td rowspan="4">管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>2台</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">放射線管理装置</td> <td>放射線管理装置</td> <td>1基</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="2">換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止する状態であることを。</td> <td rowspan="2">管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理装置</td> <td>2基</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理装置	放射線管理装置	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	放射線管理装置	1台	既設認可 あり	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	その他主要施設	放射線管理装置	放射線管理装置	2台	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	放射線管理装置	2台	既設認可 あり	その他主要施設	放射線管理装置	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで	放射線管理装置	2基	既設認可 あり	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設の追加、共用対象施設及び共用範囲の明確化)
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																																																													
			設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																								
原子炉補助建熱気設備	補助建熱気設備	補助建熱気ファン	2台	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで																																																																																																					
		補助建熱気ユニット	1基	既設認可 あり																																																																																																								
		補助建熱気ファン	1台	既設認可 あり																																																																																																								
		補助建熱気ユニット	1基	既設認可 あり																																																																																																								
その他主要施設	消火設備	原子炉補助建熱気筒	1基	既設認可 あり	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	各建屋解体前まで																																																																																																					
		消火配管	1式	既設認可 あり																																																																																																								
		消火栓	1式	既設認可 あり																																																																																																								
照明設備	非常用照明	非常用照明	1式	既設認可 あり	照明機能 非常用照明が点灯できる状態であることを。	照明機能 非常用照明が点灯できる状態であることを。	各建屋解体前まで																																																																																																					
		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																
設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																											
放射線管理装置	放射線管理装置	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで																																																																																																					
		放射線管理装置	1基	既設認可 あり																																																																																																								
		放射線管理装置	1台	既設認可 あり																																																																																																								
		放射線管理装置	1基	既設認可 あり																																																																																																								
その他主要施設	放射線管理装置	放射線管理装置	2台	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで																																																																																																					
		放射線管理装置	1基	既設認可 あり																																																																																																								
		放射線管理装置	1基	既設認可 あり																																																																																																								
		放射線管理装置	2台	既設認可 あり																																																																																																								
その他主要施設	放射線管理装置	放射線管理装置	1基	既設認可 あり	換気機能 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを。	放射線障害を防止する状態であることを。	管理区域解除まで																																																																																																					
		放射線管理装置	2基	既設認可 あり																																																																																																								
		<p>第6.1表 性能維持施設 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建屋)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td rowspan="3">消火設備</td> <td>消火配管</td> <td>1式</td> <td>既設認可 あり</td> <td rowspan="3">消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。</td> <td rowspan="3">消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。</td> <td rowspan="3">各建屋解体前まで</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>既設認可 あり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	消火設備	消火配管	1式	既設認可 あり	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	各建屋解体前まで	消火栓	1式	既設認可 あり	非常用照明	1式	既設認可 あり	<ul style="list-style-type: none"> 付番の変更 																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称				位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																																																													
			設備(建屋)名称	維持台数																																																																																																								
その他主要施設	消火設備	消火配管	1式	既設認可 あり	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	消火機能 燃焼から放水できる状態であることを。	各建屋解体前まで																																																																																																					
		消火栓	1式	既設認可 あり																																																																																																								
		非常用照明	1式	既設認可 あり																																																																																																								

※：2号炉のみとの共用施設

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-2 6-3	添付書類六 性能維持施設 の機能及び性能	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及び性能</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>建屋及び構築物の機能及び性能維持施設を第6.3.1表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="821 1131 1013 1747"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線遮へい機能</td> <td>原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)) 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>原子炉補助建屋 原子炉格納容器</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉格納容器については、廃止措置期間中、原子炉冷却材喪失事故等は発生しないため、「事故時の気密性」及び「事故時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。</p> <p>「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	機能	性能維持施設	放射線遮へい機能	原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)) 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁	放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及び性能</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>廃止措置期間中は、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>また、廃止措置期間中は、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>建屋及び構築物の機能及び性能維持施設を第6.3.1表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="821 376 1013 992"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線遮へい機能</td> <td>原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)) 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キヤスク保管建屋</td> </tr> <tr> <td>放射性物質漏えい防止機能</td> <td>原子炉補助建屋 原子炉格納容器</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉格納容器については、廃止措置期間中、原子炉冷却材喪失事故等は発生しないため、「事故時の気密性」及び「事故時の格納容器隔離弁等による放射性物質漏えい防止機能」は維持管理しない。</p> <p>「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	機能	性能維持施設	放射線遮へい機能	原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)) 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キヤスク保管建屋	放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器	<p>記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加)</p>
機能	性能維持施設															
放射線遮へい機能	原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)) 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁															
放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器															
機能	性能維持施設															
放射線遮へい機能	原子炉補助建屋(補助遮へい(廃液蒸発装置室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)) 原子炉容器周囲のコンクリート壁 原子炉格納容器外周のコンクリート壁 キヤスク保管建屋															
放射性物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋 原子炉格納容器															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び 性能	補正前	補正後	理由														
6-3 6-4		<p>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を1号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱設備の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="868 1137 1034 1749"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料落下防止機能 臨界防止機能</td> <td>使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ</td> </tr> <tr> <td>除染機能</td> <td>除染装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及 	機能	性能維持施設	燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ	除染機能	除染装置	<p>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を1号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」、「除染機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱設備の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="868 376 1145 987"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料落下防止機能 臨界防止機能</td> <td>使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ</td> </tr> <tr> <td>除染機能</td> <td>除染装置</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮へい機能</td> <td>使用済燃料輸送容器</td> </tr> </tbody> </table> <p>「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及 	機能	性能維持施設	燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ	除染機能	除染装置	臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮へい機能	使用済燃料輸送容器	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)
機能	性能維持施設																	
燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ																	
除染機能	除染装置																	
機能	性能維持施設																	
燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ																	
除染機能	除染装置																	
臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮へい機能	使用済燃料輸送容器																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-4	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	<p>び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</p> <p>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。 	<p>び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</p> <p>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。 ・<u>「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」、「放射線遮へい機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u> ・<u>使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)
6-7		<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中は、放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</p>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中は、放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</p>	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び 性能	補正前	補正後	理由								
6-7		<p>第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="368 1128 564 1749"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td> 廃液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ </td> </tr> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	廃液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ	<p>第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="368 376 815 987"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td> 廃液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (2号炉との共用施設のうち1号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液パッチタンク A薬品ドレンタンク </td> </tr> </table>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	廃液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (2号炉との共用施設のうち1号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液パッチタンク A薬品ドレンタンク	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用 施設に関する記 載の追加)
機能	性能維持施設											
放射性廃棄物処理機能	廃液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ											
機能	性能維持施設											
放射性廃棄物処理機能	廃液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B薬品ドレンタンク 洗浄排水タンク 廃液蒸発装置 (2号炉との共用施設のうち1号炉設置設備) 廃液蒸留水脱塩塔 廃液蒸留水タンク 復水器冷却水放水口 濃縮液パッチタンク A薬品ドレンタンク											
		<p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 	<p>廃液蒸発装置については、廃止措置期間中、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設「<u>廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔及び復水器冷却水放水口を除く</u>」の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設「<u>廃液蒸発装置及び廃液蒸留水脱塩塔</u>」の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設「<u>復水器冷却</u></p>									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正前	補正後	理由						
<p>一</p> <p>補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能</p>		<p>水放水口)の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中は、放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持管理する。放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</p> <p>第6.3.6表 放射性固体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="699 367 954 1012"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>アスファルト固化装置 セメント固化装置 ペイラ (2号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>蒸気発生器保管庫 使用済樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂計量タンク 使用済樹脂移送容器</td> </tr> </tbody> </table> <p>ペイラについては、廃止措置期間中、設備故障時には放射性固体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性固体廃棄物の処理に必要な1基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設(蒸気発生器保管庫)の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性固体廃棄物を貯蔵できる状態であること。 	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	アスファルト固化装置 セメント固化装置 ペイラ (2号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)	放射性廃棄物貯蔵機能	蒸気発生器保管庫 使用済樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂計量タンク 使用済樹脂移送容器	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(1、2号炉共用施設及び1～3号炉共用施設に関する記載の追加)
機能	性能維持施設								
放射性廃棄物処理機能	アスファルト固化装置 セメント固化装置 ペイラ (2号炉との共用施設のうち1号炉設置設備)								
放射性廃棄物貯蔵機能	蒸気発生器保管庫 使用済樹脂貯蔵タンク 使用済樹脂計量タンク 使用済樹脂移送容器								

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正前	補正後	理由																		
—	補正箇所 添付書類六	補正後	理由																		
3.	性能維持施設の機能及び性能	<p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設（使用済樹脂貯蔵タンク）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な火蝕がない状態であること。 <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設（使用済樹脂計量タンク、使用済樹脂移送容器）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部へ放射性物質が漏えいするようなき有意な損傷がない状態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（1、2号炉共用施設に関する記載の追加） 																		
6-8	<p>(4) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設の放射線監視</p> <p>廃止措置期間中は、原子炉施設の放射線を管理する必要があるため、原子炉施設の放射線を監視する「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>(a) 固定エリアモニタ</p> <p>作業等で人が立ち入る代表的なエリア及び作業により放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの固定エリアモニタを維持管理する。固定エリアモニタの機能及び性能維持施設を第6.3.6表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1120 1262 1742"> <tr> <td>機能</td> <td colspan="2">性能維持施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視機能</td> <td>固定エリアモニタ</td> <td>ドラム詰室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料ピット付近</td> </tr> </table>	機能	性能維持施設		放射線監視機能	固定エリアモニタ	ドラム詰室		使用済燃料ピット付近	<p>(4) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設の放射線監視</p> <p>廃止措置期間中は、原子炉施設の放射線を管理する必要があるため、原子炉施設の放射線を監視する「放射線監視機能」を有する設備を維持管理する。</p> <p>(a) 固定エリアモニタ</p> <p>作業等で人が立ち入る代表的なエリア及び作業により放射線レベルが変動する可能性のあるエリアの固定エリアモニタを維持管理する。固定エリアモニタの機能及び性能維持施設を第6.3.7表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1155 376 1369 990"> <tr> <td>機能</td> <td colspan="2">性能維持施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線監視機能</td> <td rowspan="2">固定エリアモニタ</td> <td>ドラム詰室</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット付近</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前処理室</td> <td>雑固体焼却炉建屋制御室</td> </tr> <tr> <td>焼却灰取出室</td> </tr> </table>	機能	性能維持施設		放射線監視機能	固定エリアモニタ	ドラム詰室	使用済燃料ピット付近	前処理室	雑固体焼却炉建屋制御室	焼却灰取出室	<ul style="list-style-type: none"> ・付番の変更 ・記載の適正化（1、2号炉共用施設に関する記載の追加）
機能	性能維持施設																				
放射線監視機能	固定エリアモニタ	ドラム詰室																			
		使用済燃料ピット付近																			
機能	性能維持施設																				
放射線監視機能	固定エリアモニタ	ドラム詰室																			
		使用済燃料ピット付近																			
	前処理室	雑固体焼却炉建屋制御室																			
		焼却灰取出室																			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	補正前	補正後	理由												
6-8 6-9		<p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量当量率を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>(b) 固定プロセスモニタ</p> <p>廃止措置期間中は、1次冷却材の放射能を監視するモニタ、1次冷却材の2次系への漏えいを監視するモニタ等は不要となるが、管理区域で使用した後の補助蒸気は、管理区域外へ移送されることから、補助蒸気復水モニタを維持管理する。固定プロセスモニタの機能及び性能維持施設を第6.3.7表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="906 1084 986 1839"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>固定プロセスモニタ (補助蒸気復水モニタ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 	機能	性能維持施設	放射線監視機能	固定プロセスモニタ (補助蒸気復水モニタ)	<p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量当量率を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>(b) 固定プロセスモニタ</p> <p>廃止措置期間中は、1次冷却材の放射能を監視するモニタ、1次冷却材の2次系への漏えいを監視するモニタ等は不要となるが、管理区域で使用した後の補助蒸気は、管理区域外へ移送されることから、補助蒸気復水モニタを維持管理する。</p> <p>また、<u>廃止措置期間中においても運転中と同様に雑固体焼却炉で放射性固体廃棄物処理することから、雑固体焼却炉排ガスじんあいモニタ等を維持管理する。</u>固定プロセスモニタの機能及び性能維持施設を第6.3.8表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="906 331 1121 1084"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射線監視機能</td> <td>補助蒸気復水モニタ</td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却炉排ガスじんあいモニタ</td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却炉排ガスモニタ</td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却炉建屋換気空調排ガスじんあいモニタ</td> </tr> <tr> <td>雑固体焼却炉建屋換気空調排ガスモニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>b. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</p> <p>廃止措置期間中は、管理区域内で作業を行う必要があるため、</p>	機能	性能維持施設	放射線監視機能	補助蒸気復水モニタ	雑固体焼却炉排ガスじんあいモニタ	雑固体焼却炉排ガスモニタ	雑固体焼却炉建屋換気空調排ガスじんあいモニタ	雑固体焼却炉建屋換気空調排ガスモニタ	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加) ・付番の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加)
機能	性能維持施設															
放射線監視機能	固定プロセスモニタ (補助蒸気復水モニタ)															
機能	性能維持施設															
放射線監視機能	補助蒸気復水モニタ															
	雑固体焼却炉排ガスじんあいモニタ															
	雑固体焼却炉排ガスモニタ															
	雑固体焼却炉建屋換気空調排ガスじんあいモニタ															
	雑固体焼却炉建屋換気空調排ガスモニタ															

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び性能	補正前	補正後	理由								
1			<p>放射線業務従事者の被ばく及び汚染の確認並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を確保する「放射線管理機能」を有する設備を維持管理する。管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理の機能及び性能維持施設を第6.3.9表に示す。</p> <p>第6.3.9表 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="576 392 699 1016"> <tr> <td data-bbox="576 801 699 1016">機能</td> <td data-bbox="576 392 699 801">性能維持施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 801 699 1016">放射線管理機能</td> <td data-bbox="608 392 699 801">放射線管理設備（出入管理設備、汚染管理設備、試料分析関係設備）</td> </tr> </table> <p>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入管理、汚染管理及び放射線分析が可能な状態であること。 <p>g. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>廃止措置期間中は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する必要があるため、環境へ放出する放射性物質を確保する「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設を第6.3.10表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1114 369 1248 996"> <tr> <td data-bbox="1114 779 1248 996">機能</td> <td data-bbox="1114 369 1248 779">性能維持施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 779 1248 996">放出管理機能</td> <td data-bbox="1129 369 1248 779">排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）</td> </tr> </table> <p>原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ及び原子炉格納容器排気筒ガスモニタについては、廃止措置期間中、多重性は必要ないことから、環境へ放出する放射線の監視に必要な各1台を維持管理する。</p>	機能	性能維持施設	放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理設備、汚染管理設備、試料分析関係設備）	機能	性能維持施設	放出管理機能	排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化（1、2号炉共用施設に関する記載の追加） <ul style="list-style-type: none"> ・ 付番の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 付番の変更
機能	性能維持施設											
放射線管理機能	放射線管理設備（出入管理設備、汚染管理設備、試料分析関係設備）											
機能	性能維持施設											
放出管理機能	排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）											
6-9		<p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>廃止措置期間中は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する必要があるため、環境へ放出する放射性物質を確保する「放出管理機能」を有する設備を維持管理する。環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設を第6.3.8表に示す。</p> <p>第6.3.8表 環境への放射性物質の放出管理の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1114 1120 1248 1747"> <tr> <td data-bbox="1114 1545 1248 1747">機能</td> <td data-bbox="1114 1120 1248 1545">性能維持施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1545 1248 1747">放出管理機能</td> <td data-bbox="1129 1120 1248 1545">排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）</td> </tr> </table> <p>原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ及び原子炉格納容器排気筒ガスモニタについては、廃止措置期間中、多重性は必要ないことから、環境へ放出する放射線の監視に必要な各1台を維持管理する。</p>	機能	性能維持施設	放出管理機能	排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）						
機能	性能維持施設											
放出管理機能	排気モニタ（原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ、原子炉格納容器排気筒ガスモニタ） 排水モニタ（液体廃棄物処理設備排水モニタ）											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-9 6-10	補正書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	<p>「放出管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する換気設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第6.3.9表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="826 1122 1066 1749"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気機能</td> <td>原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒）</td> </tr> </tbody> </table> <p>換気設備については、廃止措置期間中、機器故障時には立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、機能を維持するために必要な格納容器給気ファン、格納容器排気</p>	機能	性能維持施設	換気機能	原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒）	<p>「放出管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 ・警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する換気設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第6.3.11表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="826 371 1241 999"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気機能</td> <td>原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒） 放射線管理室換気設備（放射線管理室給気ファン、放射線管理室給気ユニット、放射線管理室排気ファン、放射線管理室排気ユニット） 焼却炉建屋換気設備（焼却炉建屋給気ファン、焼却炉建屋給気ユニット、焼却炉建屋排気ファン、焼却炉建屋排気ユニット）</td> </tr> </tbody> </table> <p>換気設備については、廃止措置期間中、機器故障時には立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、機能を維持するために必要な格納容器給気ファン、格納容器排気</p>	機能	性能維持施設	換気機能	原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒） 放射線管理室換気設備（放射線管理室給気ファン、放射線管理室給気ユニット、放射線管理室排気ファン、放射線管理室排気ユニット） 焼却炉建屋換気設備（焼却炉建屋給気ファン、焼却炉建屋給気ユニット、焼却炉建屋排気ファン、焼却炉建屋排気ユニット）	<p>・付番の変更</p> <p>・記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加)</p>
機能	性能維持施設											
換気機能	原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒）											
機能	性能維持施設											
換気機能	原子炉格納容器換気設備（格納容器給気ファン、格納容器排気ファン、格納容器排気ユニット、原子炉格納容器排気筒） 原子炉補助建屋換気設備（補機室給気ファン、補機室給気ユニット、補助建屋排気ファン、補助建屋排気ユニット、原子炉補助建屋排気筒） 放射線管理室換気設備（放射線管理室給気ファン、放射線管理室給気ユニット、放射線管理室排気ファン、放射線管理室排気ユニット） 焼却炉建屋換気設備（焼却炉建屋給気ファン、焼却炉建屋給気ユニット、焼却炉建屋排気ファン、焼却炉建屋排気ユニット）											

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-10 6-11	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び 性能	<p>ファン及び補助建屋排気ファンの台数は各1台となる。</p> <p>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。 非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置期間中は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源を喪失した際においても冷却を行う必要がある。また、商用電源を喪失した際においても作業者が建屋から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第6.3.10表に示す。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </table> <p>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中、商用電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1台</p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池	<p>ファン、補助建屋排気ファン、放射線管理室排気ファン及び放射線管理室排気ファンの台数は各1台となる。</p> <p>また、廃止措置期間中は、よう素は発生しないことから、放射線管理室排気ファンユニットによるよう素除去機能は維持管理しない。</p> <p>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。 非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置期間中は、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源を喪失した際においても冷却を行う必要がある。また、商用電源を喪失した際においても作業者が建屋から安全に避難できるよう非常用照明へ電源を供給する必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料の冷却及び非常用照明へ電源を供給するために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第6.3.12表に示す。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>機能</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </table> <p>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、廃止措置期間中、商用電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1台</p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加)
機能	性能維持施設											
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池											
機能	性能維持施設											
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-11 6-12	補正書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	<p>を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動（10秒以内の電圧確立）機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>蓄電池については、廃止措置期間中、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>c. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.11表に示す。</p> <p>第6.3.11表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）</td> </tr> </tbody> </table>	施設	性能維持施設	冷却機能	原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）	<p>を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動（10秒以内の電圧確立）機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>蓄電池については、廃止措置期間中、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な1組を維持管理する。</p> <p>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>c. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.13表に示す。</p> <p>第6.3.13表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）</td> </tr> </tbody> </table>	施設	性能維持施設	冷却機能	原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）	<p>・付番の変更</p>
施設	性能維持施設											
冷却機能	原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）											
施設	性能維持施設											
冷却機能	原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク） 原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び 性能	補正前	補正後	理由								
6-12 6-13		<p>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）については、廃止措置期間中、事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、1台又は1基を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため、原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</p> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。 <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。 <p>また、廃止措置期間中は、商用電源喪失時においても作業者が建屋から安全に避難できるよう、安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.12表に示す。</p> <p>第6.3.12表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1238 1122 1318 1749"> <tr> <td>施設</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </table>	施設	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<p>原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ）及び原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）については、廃止措置期間中、事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、1台又は1基を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため、原子炉補機冷却水ポンプ及び海水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</p> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却サージタンク）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。 <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。 <p>また、廃止措置期間中は、商用電源喪失時においても作業者が建屋から安全に避難できるよう、安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第6.3.14表に示す。</p> <p>第6.3.14表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1" data-bbox="1238 369 1318 996"> <tr> <td>施設</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </table>	施設	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<p>・付番の変更</p>
施設	性能維持施設											
照明機能	非常用照明											
施設	性能維持施設											
照明機能	非常用照明											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-13	補正書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	<p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明が点灯できる状態であること。 <p>(7) その他の安全対策</p> <p>d. 火災の防護については、廃止措置期間中、火気作業や可燃物を取り扱う必要があることから「消火機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全対策の機能及び性能維持施設を第6.3.13表に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火機能</td> <td>消火設備 (消火配管、消火栓)</td> </tr> </tbody> </table> <p>可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要なため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓から放水できる状態であること。 <p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで又は</p>	性能維持施設		消火機能	消火設備 (消火配管、消火栓)	<p>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用照明が点灯できる状態であること。 <p>(7) その他の安全対策</p> <p>d. 火災の防護については、廃止措置期間中、火気作業や可燃物を取り扱う必要があることから「消火機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全対策の機能及び性能維持施設を第6.3.15表に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火機能</td> <td>消火設備 (消火配管、消火栓)</td> </tr> </tbody> </table> <p>可燃性物質が保管される場所においては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要なため、火災防護のための措置を定め、実施する。</p> <p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓から放水できる状態であること。 <p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで又は</p>	性能維持施設		消火機能	消火設備 (消火配管、消火栓)	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加)
性能維持施設												
消火機能	消火設備 (消火配管、消火栓)											
性能維持施設												
消火機能	消火設備 (消火配管、消火栓)											
6-14	4. 性能維持施設の維持期間	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓から放水できる状態であること。 <p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</p>	<p>「消火機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓から放水できる状態であること。 <p>4. 性能維持施設の維持期間</p> <p>(1) 建屋及び構築物</p> <p>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮へい機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで又は</p>									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-14 6-15	補正書類六 4. 性能維持施設 の維持期間	<p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐために必要な「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」及び「除染機能」並びに性能は、1号炉原子炉補助建屋内及び原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、1号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p>	<p>ている使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐために必要な「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」、「除染機能」、「密封機能」及び「放射線遮へい機能」並びに性能は、1号炉原子炉補助建屋内及び原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで又は1号及び2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出に係る使用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. 核燃料物質貯蔵設備</p> <p>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、1号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、1号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>a. 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加) 性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-15 6-16	補正書類六 4. 性能維持施設の維持期間	<p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備 放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(4) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設の放射線監視 原子炉施設の放射線を管理するために必要な「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出するため必要な「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p>	<p>b. 放射性液体廃棄物の廃棄設備 放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>放射性固体廃棄物の廃棄設備</u> <u>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能並びに放射性固体廃棄物の貯蔵のために必要な「放射性廃棄物貯蔵機能」及び性能は、放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</u></p> <p>(4) 放射線管理施設</p> <p>a. 原子炉施設の放射線監視 原子炉施設の放射線を管理するために必要な「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u> <u>放射線業務従事者の被ばく管理で必要な「放射線管理機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</u></p> <p>c. 環境への放射性物質の放出管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出するため必要な「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加) <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (1、2号炉共用施設に関する記載の追加) 付番の変更

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。